

平成30年9月市議会定例会提出予定案件

(議案)

- 1 専決処分につき承認を求めることについて
(平成30年度大阪府茨木市一般会計補正予算(第1号))
- 2 茨木市固定資産評価審査委員会委員選任につき同意を求めることについて
- 3 茨木市市税条例等の一部改正について
- 4 茨木市議会議員及び茨木市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
- 5 茨木市建築基準法施行条例の一部改正について
- 6 平成29年度大阪府茨木市下水道等事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 7 平成29年度大阪府茨木市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 8 市道路線の認定について
- 9 市道路線の変更について
- 10 市道路線の廃止について
- 11 工事請負契約の締結について(市道総持寺駅前線道路改良工事)
- 12 動産(高機能消防総合情報システム)取得について
- 13 平成30年度大阪府茨木市一般会計補正予算(第2号)

(認定)

- 1 平成29年度大阪府茨木市一般会計決算認定について
- 2 平成29年度大阪府茨木市財産区特別会計決算認定について
- 3 平成29年度大阪府茨木市国民健康保険事業特別会計決算認定について
- 4 平成29年度大阪府茨木市後期高齢者医療事業特別会計決算認定について

- 5 平成29年度大阪府茨木市介護保険事業特別会計決算認定について
- 6 平成29年度大阪府茨木市下水道等事業会計決算認定について
- 7 平成29年度大阪府茨木市水道事業会計決算認定について

(報 告)

- 1 平成29年度大阪府茨木市一般会計及び特別会計決算に係る主要な施策の成果並びに健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 2 平成29年度下半期大阪府茨木市財政状況報告について
- 3 平成29年度茨木市教育委員会事務管理執行状況の点検及び評価の報告について
- 4 放棄した債権の報告について

議案第 54 号	専決処分につき承認を求めることについて (平成 30 年度大阪府茨木市一般会計補正予算 (第 1 号))																								
○ 平成 3 0 年 6 月 1 8 日発生のお大阪府北部地震への応急対策に要する予算について、地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定により、議会に報告し承認を求める。 ○ 補正額 1, 1 9 0, 4 4 1 千円 (補正後 88,040,441 千円 — 補正前 86,850,000 千円) <table><tr><td>(歳入)</td><td></td><td>(歳出)</td><td></td></tr><tr><td>・ 国庫支出金</td><td>41,250 千円</td><td>・ 人件費</td><td>230,000 千円</td></tr><tr><td>・ 府支出金</td><td>27,687 千円</td><td>・ 物件費</td><td>500,521 千円</td></tr><tr><td>・ 寄附金</td><td>10,000 千円</td><td>・ 補助費等</td><td>409,710 千円</td></tr><tr><td>・ 繰入金</td><td>1,092,004 千円</td><td>・ 投資的経費</td><td>30,710 千円</td></tr><tr><td>・ 市債</td><td>19,500 千円</td><td>・ その他の経費</td><td>19,500 千円</td></tr></table> ○ 専 決 日 平成 3 0 年 7 月 1 2 日		(歳入)		(歳出)		・ 国庫支出金	41,250 千円	・ 人件費	230,000 千円	・ 府支出金	27,687 千円	・ 物件費	500,521 千円	・ 寄附金	10,000 千円	・ 補助費等	409,710 千円	・ 繰入金	1,092,004 千円	・ 投資的経費	30,710 千円	・ 市債	19,500 千円	・ その他の経費	19,500 千円
(歳入)		(歳出)																							
・ 国庫支出金	41,250 千円	・ 人件費	230,000 千円																						
・ 府支出金	27,687 千円	・ 物件費	500,521 千円																						
・ 寄附金	10,000 千円	・ 補助費等	409,710 千円																						
・ 繰入金	1,092,004 千円	・ 投資的経費	30,710 千円																						
・ 市債	19,500 千円	・ その他の経費	19,500 千円																						
議案第 55 号	茨木市固定資産評価審査委員会委員選任につき同意を求めることについて																								
○ 現 委 員 う だ けいこ 宇多 啓子 ○ 任 期 平成 3 0 年 9 月 2 4 日任期満了 初就任 平成 9 年 9 月 2 5 日就任 7 期目 (任期 3 年) ○ 選任予定者																									

○ 地方税法の改正等に伴う所要の改正

・ 主な改正内容

①個人住民税の控除等に係る制度を改正

- ア 基礎控除額を 10 万円増額、給与所得控除額及び公的年金等控除額を 10 万円減額
- イ 基礎控除について、合計所得金額に応じて控除額が逡減・消失する仕組みを導入
- ウ 給与所得控除の上限額及び上限に達する給与収入の額を減額
ただし、子育てや介護を行っている者は除く
- エ 公的年金等収入が 1,000 万円を超える場合、公的年金等控除額に上限を設定

②資本金が 1 億円超の法人は、法人住民税の確定申告等を電子申告（e L T A X）により行わなければならない旨を規定

③軽自動車税について、これまで課税対象外の商品車を課税対象に追加

④市たばこ税の税率を平成 30 年 10 月から 3 段階で改定

⑤加熱式たばこに係る課税方式等を改定

- ア 喫煙用の製造たばこの区分に「加熱式たばこ」を追加
- イ 平成 30 年 10 月から 5 年かけて段階的に課税方式を改定

⑥市たばこ税の税率引上げに伴う紙巻たばこ三級品に係る税率の経過措置期間を延長

・ 施 行 日

- ①平成 33 年 1 月 1 日
- ②平成 32 年 4 月 1 日
- ③平成 31 年 4 月 1 日
- ④平成 30 年 10 月 1 日、平成 32 年 10 月 1 日、平成 33 年 10 月 1 日
- ⑤平成 30 年～平成 34 年の各年 10 月 1 日
- ⑥平成 30 年 10 月 1 日

議案第 57 号	茨木市議会議員及び茨木市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
	○ 公職選挙法の改正に伴う所要の改正 ・ 主な改正内容 ① 選挙運動用ビラを無料で作成できる者に「市議会議員選挙の候補者」を追加 ② 市議会議員選挙におけるビラ作成経費の公費負担限度額について、候補者 1 人あたり 7 円 5 1 銭 (上限) に作成枚数 (2 種類以内 4, 0 0 0 枚以内) を乗じた額とする旨を規定 ・ 施 行 日 平成 3 1 年 3 月 1 日
議案第 58 号	茨木市建築基準法施行条例の一部改正について
	○ 建築基準法の改正に伴う所要の改正 ・ 主な改正内容 ① 接道規制の適用外となる建築物の認定に係る手数料を追加 27, 000 円/件 ② 仮設建築物のうち、国際的規模の会議や競技会等に用いられるもので、安全上の条件等を満たした場合に 1 年を超えて使用する建築の許可に係る手数料を追加 160, 000 円/件 ・ 施 行 日 改正建築基準法の施行日又は本条例の公布の日のいずれか遅い日
議案第 59 号	平成 29 年度大阪府茨木市下水道等事業会計未処分利益剰余金の処分について
	○ 地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規定に基づき、未処分利益剰余金の処分について、議会の議決を求める。 ・ 処分額 9 7 7, 7 5 0, 5 5 2 円 ・ 処分方法 減債積立金への積立て及び資本金への組入れ

議案第 60 号	平成 29 年度大阪府茨木市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
○ 地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規定に基づき、未処分利益剰余金の処分について、議会の議決を求める。 ・ 処分額 6 2 7, 7 2 4, 3 2 2 円 ・ 処分方法 資本金への組入れ	
議案第 61 号	市道路線の認定について
○ 新規路線整備に伴う路線認定 4 0 路線 ・ 開発等により移管を受けたもの 3 3 路線 ・ 認定依頼を受けたもの 7 路線	
議案第 62 号	市道路線の変更について
○ 新規路線整備に伴う既認定の起終点の変更 1 6 路線 ・ 開発等により移管を受けたもの（起終点変更） 1 4 路線 ・ 認定依頼を受けたもの（起点変更） 2 路線	
議案第 63 号	市道路線の廃止について
○ 新規路線整備に伴う路線廃止 2 路線 ・ 高速道路の建設に伴い廃止するもの 2 路線	

議案第 64 号	工事請負契約の締結について（市道総持寺駅前線道路改良工事）	14 頁参照
○ 契約の方法	一般競争入札	
○ 契約の金額	3 2 4, 6 0 8, 0 4 0 円	
○ 契約の相手方	茨木市舟木町 1 8 番 1 号 金田建設工業株式会社 代表取締役 かねだ のりゆき 金田 憲幸	
○ 工事場所	茨木市西河原一丁目ほか地内	
○ 工事内容	施工延長 L = 2 0 0 m 土工、撤去工、仮設工、擁壁工、排水工、縁石工、函渠工、舗装工、安全 施設工、区画線工、照明工 各一式	
○ 工事完了予定日	平成 3 1 年 9 月 3 0 日	
議案第 65 号	動産（高機能消防総合情報システム）取得について	
○ 契約の方法	随意契約	
○ 取得の金額	7 5 5, 7 8 3, 9 9 9 円	
○ 取得の相手方	大阪市北区中之島二丁目 3 番 1 8 号 株式会社日立製作所 関西支社 支社長 はせがわ まさひこ 長谷川 雅彦	
○ 取得の物件及び目的	・物 件 高機能消防総合情報システム一式 ・目 的 火災、救急等の災害状況を迅速かつ的確に把握し、消防活動の効果的な運用 並びに被害の軽減を目的として取得	

議案第 66 号	平成 30 年度大阪府茨木市一般会計補正予算（第 2 号）		
○ 補正額 6 2 2, 4 6 8 千円（補正後 88, 662, 909 千円－補正前 88, 040, 441 千円）			
〈歳 入〉		〈歳 出〉	
・分担金及び負担金	1, 2 0 0 千円	・物件費	1 6 1, 8 9 4 千円
・国庫支出金	3 9, 8 0 0 千円	・補助費等	5, 9 9 6 千円
・府支出金	9 0 0 千円	・投資的経費	4 5 4, 5 7 8 千円
・繰入金	1 9 2, 8 0 6 千円		
・繰越金	1 1 0, 2 3 7 千円		
・諸収入	2 5 千円		
・市債	2 7 7, 5 0 0 千円		
・継続費補正			
（追加）市民会館跡地エリア活用事業		9 5 1, 0 0 0 千円	
（追加）西河原市民プール維持補修事業		1 6 2, 5 0 0 千円	
・繰越明許費補正			
（追加）市民会館跡地エリア活用事業		2 4, 6 0 3 千円	

認定第 1 号	平成 29 年度大阪府茨木市一般会計決算認定について		
(平成 28 年度)			
・歳入決算額	8 8, 8 6 9, 5 7 9, 8 9 3 円	(86,540,008,122 円)	
・歳出決算額	8 7, 2 1 2, 9 3 4, 2 0 6 円	(84,196,394,267 円)	
・歳入歳出差引額	1, 6 5 6, 6 4 5, 6 8 7 円	(2,343,613,855 円)	
・翌年度へ繰越すべき財源	7 1 8, 0 6 3, 4 2 8 円	(1,434,979,606 円)	
・実質収支	9 3 8, 5 8 2, 2 5 9 円	(908,634,249 円)	

認定第 2 号	平成 29 年度大阪府茨木市財産区特別会計決算認定について		
(平成 28 年度)			
・歳入決算額	5, 1 6 0, 0 8 0, 1 0 1 円	(5,296,473,951 円)	
・歳出決算額	9 3, 3 3 9, 2 8 1 円	(149,159,330 円)	
・歳入歳出差引額	5, 0 6 6, 7 4 0, 8 2 0 円	(5,147,314,621 円)	

認定第 3 号	平成 29 年度大阪府茨木市国民健康保険事業特別会計決算認定について		
			(平成 28 年度)
・歳入決算額	32,515,206,814 円	(32,868,039,827 円)	
・歳出決算額	31,640,575,961 円	(32,640,479,921 円)	
・歳入歳出差引額	874,630,853 円	(227,559,906 円)	
認定第 4 号	平成 29 年度大阪府茨木市後期高齢者医療事業特別会計決算認定について		
			(平成 28 年度)
・歳入決算額	3,825,176,439 円	(3,594,061,979 円)	
・歳出決算額	3,684,547,353 円	(3,462,780,246 円)	
・歳入歳出差引額	140,629,086 円	(131,281,733 円)	
認定第 5 号	平成 29 年度大阪府茨木市介護保険事業特別会計決算認定について		
			(平成 28 年度)
・歳入決算額	17,561,132,394 円	(16,531,677,191 円)	
・歳出決算額	17,225,956,883 円	(16,091,462,468 円)	
・歳入歳出差引額	335,175,511 円	(440,214,723 円)	

認定第 6 号	平成 29 年度大阪府茨木市下水道等事業会計決算認定について	
〈収益的収支〉 ※消費税及び地方消費税を除く (平成 28 年度) ・ 収入決算額 6, 8 6 0, 2 0 3, 4 6 9 円 (7,064,763,443 円) ・ 支出決算額 5, 9 8 1, 2 3 5, 9 6 4 円 (6,089,635,666 円) ・ 収入支出差引額 8 7 8, 9 6 7, 5 0 5 円 (975,127,777 円) 〈資本的収支〉 ※消費税及び地方消費税を含む ・ 収入決算額 2, 4 1 8, 2 8 8, 3 0 2 円 (2,314,004,772 円) ・ 支出決算額 4, 8 0 8, 4 9 2, 8 0 5 円 (4,626,800,900 円) ・ 収入支出差引額 △ 2, 3 9 0, 2 0 4, 5 0 3 円 (△2,312,796,128 円) ※ 資本的収入額が資本的支出額に不足する額は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金、繰越利益剰余金処分額及び当年度利益剰余金処分額で補てん		
認定第 7 号	平成 29 年度大阪府茨木市水道事業会計決算認定について	
〈収益的収支〉 ※消費税及び地方消費税を除く (平成 28 年度) ・ 収入決算額 5, 3 8 4, 8 3 7, 9 1 8 円 (5,323,213,189 円) ・ 支出決算額 4, 6 8 5, 3 9 1, 7 0 0 円 (4,678,718,918 円) ・ 収入支出差引額 6 9 9, 4 4 6, 2 1 8 円 (644,494,271 円) 〈資本的収支〉 ※消費税及び地方消費税を含む ・ 収入決算額 9 7 2, 8 0 5, 0 3 1 円 (1,192,464,735 円) ・ 支出決算額 1, 8 9 1, 4 1 4, 4 5 9 円 (2,459,119,533 円) ・ 収入支出差引額 △ 9 1 8, 6 0 9, 4 2 8 円 (△1,266,654,798 円) ※ 資本的収入額（翌年度へ繰り越される支出の財源に充当する額 80,873,006 円を除く。）が資本的支出額に不足する額 999,482,434 円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金で補てん		

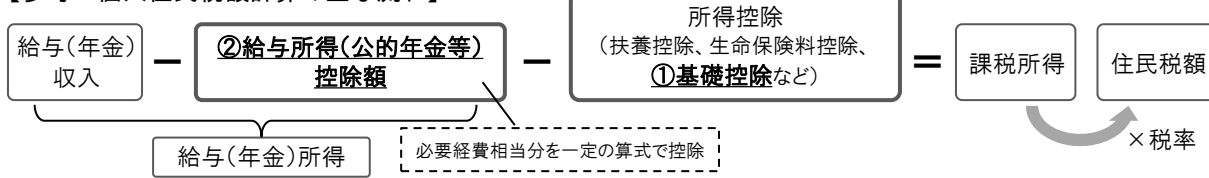
報告第 19 号	平成 29 年度大阪府茨木市一般会計及び特別会計決算に係る主要な施策の成果並びに健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
○ 地方自治法第 233 条第 5 項による主要な施策の成果並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項による健全化判断比率及び資金不足比率に関する報告	
報告第 20 号	平成 29 年度下半期大阪府茨木市財政状況報告について
○ 平成 30 年 3 月 31 日現在の財政状況の報告	
報告第 21 号	平成 29 年度茨木市教育委員会事務管理執行状況の点検及び評価の報告について
○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく茨木市教育委員会事務管理執行状況の点検及び評価の報告	
報告第 22 号	放棄した債権の報告について
○ 茨木市債権の管理に関する条例の規定に基づく報告 ・ 放棄した私債権等 5 件 3,638,855 円	

茨木市市税条例等の主な改正内容

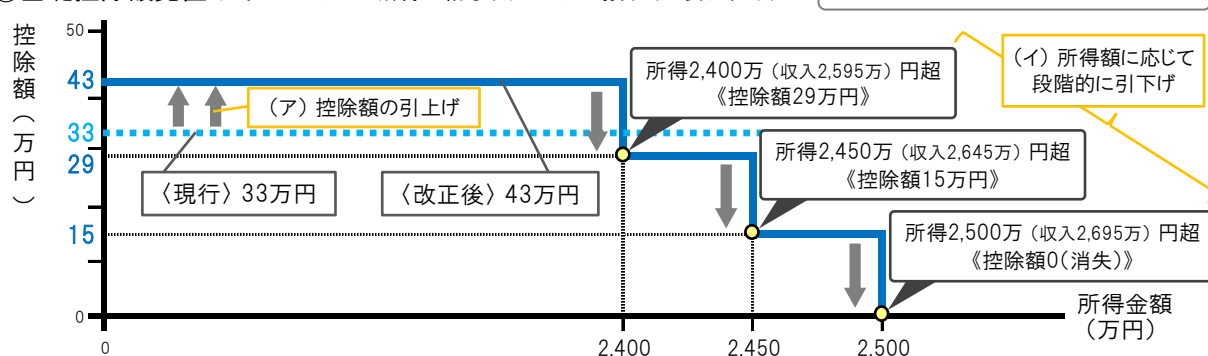
1 個人住民税の控除等に係る制度の改正

項 目	改 正 内 容	適 用
ア 基礎控除額の増額等	基礎控除額を10万円増額するとともに、給与所得控除・公的年金等控除の控除額を10万円減額する。 ・基礎控除額〈現行〉33万円→〈改正後〉43万円	平成33年度課税分から
イ 高所得者の基礎控除額の見直し	合計所得金額2,400万円（給与収入2,595万円）超で通減し始め、2,500万円（〃2,695万円）超で消失する仕組みを導入する。	
ウ 給与所得控除の見直し	給与所得控除の上限額及び上限に達する給与収入の額を減額する。 ・上限到達給与収入 〈現 行〉 1,000万円 → 〈改正後〉 850万円 ・給与所得控除上限額 〈現 行〉 220万円 → 〈改正後〉 195万円	
エ 公的年金等控除の見直し	公的年金等収入が1,000万円超の場合、公的年金等控除額に上限を設定。 ・公的年金等控除上限額 〈現 行〉 上限なし → 〈改正後〉 195.5万円	

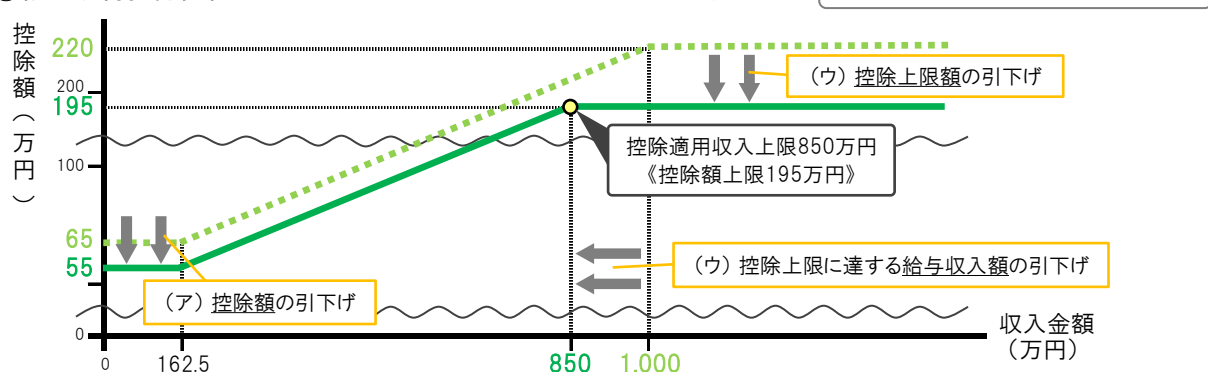
【参考：個人住民税額計算の主な流れ】



①基礎控除額見直しイメージ ※所得が給与収入のみの場合（上表ア、イ）



②給与所得控除見直しイメージ ※所得が給与収入のみの場合（上表ア、ウ）



2 大法人の法人住民税の確定申告等について電子申告（e L T A X）の使用を義務化

改 正 内 容	施 行 日
社会全体のコスト削減及び企業の生産性向上を図るため、資本金が1億円を超える法人（大法人）が法人住民税の確定申告書、中間申告書及び修正申告書を提出する場合、電子情報処理組織を使用する方法（e L T A X）で提出しなければならない旨を規定。	平成32年4月1日

3 軽自動車についてこれまで課税対象外の商品車を課税対象に追加

改 正 内 容	施 行 日
これまで課税対象外としていた、商品車の軽自動車等（店舗等に展示され、運行の用に供されていないもののうち、ナンバープレート交付済のもの）を課税対象とする。	平成31年4月1日

4 市たばこ税の税率を平成30年10月から3段階で改定

改 正 内 容	施 行 日
平成30年10月からたばこ1箱（20本入）あたりのたばこ税額を20円増額する。今後、平成32年・33年の各年10月に同額を増額し、3段階で合計60円増額する。なお、たばこ税額は1箱20円の増額のうち、10円が国税（50%）、1.4円が府税（7%）となり、市税は8.6円（43%）で60円の増額では25.8円となる。	平成30年10月1日 平成32年10月1日 平成33年10月1日

5 加熱式たばこに係る課税方式等の改定

項 目	改 正 内 容	施 行 日
喫煙用の製造たばこの区分に「加熱式たばこ」を追加	製品特性を踏まえた課税方式に見直すため、現行、「パイプたばこ」に分類されている「加熱式たばこ」を新たな課税区分として追加する。	平成30年10月1日
イ 税額算出方法の見直し	加熱式たばこの税額を増やすため、平成30年10月から平成34年10月まで5年間かけて、段階的に税額の算出方式を見直す。 《現 行》課税区分：「パイプたばこ」 「たばこ葉の重量」を基に、紙巻たばこに換算して税額を算出 《改正後》課税区分：「加熱式たばこ」 「たばこ葉の重量」と「小売価格」を基に、紙巻たばこに換算して税額を算出	平成30年 ～平成34年の 各年10月1日

■たばこ税の増税（4、5）

種 別	たばこ1箱（20本入）の税額《国税と地方税の合計》						
		現 在	H30.10	H31.10	H32.10	H33.10	H34.10
紙巻たばこ	税 額	244.88円	264.88円	264.88円	284.88円	304.88円	304.88円
	増加額	—	+20円	〈据置き〉	+20円	+20円	—
加熱式たばこ 小売価格 420円～460円	換算率	34.28円～ 192.23円	$\text{イ} \times 0.8$ $(\text{ロ} + \text{ハ}) \times 0.2$	$\text{イ} \times 0.6$ $(\text{ロ} + \text{ハ}) \times 0.4$	$\text{イ} \times 0.4$ $(\text{ロ} + \text{ハ}) \times 0.6$	$\text{イ} \times 0.2$ $(\text{ロ} + \text{ハ}) \times 0.8$	$(\text{ロ} + \text{ハ}) \times 1.0$
	備 考	紙巻たばこの税額の 約14～78% の税額	(旧算定方式) イ 重量1gを紙巻1本に換算した本数 (新算定方式) ロ 重量0.4gを紙巻0.5本に換算した本数 ハ 小売価格(税抜)の紙巻1本当たりの平均価格を 紙巻0.5本に換算した本数				

6 市たばこ税の税率引上げに伴う紙巻たばこ三級品に係る税率の経過措置の期間の延長

改 正 内 容	施 行 日
市たばこ税の税率引上げに伴う経過措置期間を延長 〈現行〉平成31年4月1日 ⇒ 〈改正後〉平成31年10月1日	平成30年10月1日

市道総持寺駅前線道路改良工事

工事概要

施工延長 L=200m

土工	一式	函渠工	一式
撤去工	一式	舗装工	一式
仮設工	一式	安全施設工	一式
擁壁工	一式	区画線工	一式
排水工	一式	照明工	一式
縁石工	一式		

位置図



平成30年度一般会計補正予算(第2号)総括表

(歳入)

(単位：千円・%)

款	予 算 額	左 の 内 訳		備 考
		特 定 財 源	一 般 財 源	
12 分担金及び負担金	1,200	1,200		農村総合整備事業分担金
14 国庫支出金	39,800	39,800		災害等廃棄物処理事業費補助金 30,800 公共土木施設災害復旧事業費負担金 6,000 農山漁村地域整備事業補助金 3,000
15 府支出金	900	900		農村総合整備事業補助金
18 繰入金	192,806		192,806	財政調整基金繰入金
19 繰越金	110,237		110,237	純繰越金
20 諸収入	25	25		資源化物売却代金
21 市債	277,500	277,500		市民会館跡地エリア整備債 180,000 市民プール整備債 97,500
補正額 A	622,468	318,225	303,043	
補正前の予算額 B	88,040,441	30,548,186	57,492,255	
補正後の予算額 A + B	88,662,909	30,866,411	57,795,298	

平成30年度一般会計補正予算(第2号)総括表

(歳 出)

(単位：千円・%)

款	予 算 額	消 費 的 経 費				投 資 的 経 費	そ の 他 の 経 費
		人 件 費	物 件 費	扶 助 費	補 助 費 等		
02 総 務 費	345,276		14,998			330,278	
03 民 生 費	37,341		18,745		3,896	14,700	
04 衛 生 費	61,627		61,627				
06 農 林 水 産 業 費	6,000					6,000	
08 土 木 費	67,585		36,985			30,600	
09 消 防 費	13,155		13,155				
10 教 育 費	80,384		16,384			64,000	
11 災 害 復 旧 費	9,000					9,000	
13 諸 支 出 金	2,100				2,100		
補 正 額 A	622,468		161,894		5,996	454,578	
補正前の予算額 B	88,040,441	15,032,827	17,776,600	27,244,391	7,173,442	6,890,773	13,922,408
補正後の予算額 A + B	88,662,909	15,032,827	17,938,494	27,244,391	7,179,438	7,345,351	13,922,408

9月補正予算の内容について

1 基本方針

大阪府北部地震に係る対応として、小・中学校のプールへのフェンス設置に向け設計委託に取りかかるとともに、損傷を受けている西河原市民プールの外壁等の改修や、公共施設等の補修・復旧を行う。

また、純繰越金を活用し、市民会館跡地エリア活用事業を進めるため、元市民会館の解体工事費を措置するとともに、総持寺駅前線の整備に必要となる水道管移設に対応するなど、「将来」の魅力ある快適なまちづくりに資する事業を追加する。

なお、元市民会館の解体や西河原市民プールの改修に係る工事費等について継続費を設定するとともに、中央公園北グラウンド整備に係る設計業務について繰越明許費を設定する。

2 主な内容

(1) 安全・安心なまちづくりの推進

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
公共施設等の補修・災害廃棄物の処理等		327,131	134,325	192,806
小中学校プールのフェンス設置に向けた設計委託 【施設課】	安全安心な学校環境を整備するため、小中学校のプールブロック塀を撤去した箇所へのフェンス設置に向け設計を実施する。 委託（設計）[32校]	64,000	0	64,000
西河原市民プールの改修 【継続費】 【スポーツ推進課】	地震被害の復旧及び施設の長寿命化を図るため、西河原市民プールの外壁改修や屋上防水工事等を2か年の継続事業として実施する。 工事 【財源：市債】	97,500	97,500	0
公共施設等の補修・復旧 【20頁参照】	地震により被害を受けた、公民館やいのち・愛・ゆめセンター等の公共施設等（別表）について、補修・復旧を行う。	92,904	0	92,904
水路の災害復旧 【下水道施設課】	地震により被害を受けた水路施設の復旧工事を行う。 工事 【財源：公共土木施設災害復旧事業費負担金（国）】	9,000	6,000	3,000
がれき（瓦・ブロック等）の運搬・処分 【環境事業課】	地震により破損したブロック塀や屋根瓦等、市で処分できない廃棄物について、運搬や処分を委託する。 【財源：災害等廃棄物処理事業費補助金（国）】	52,000	26,000	26,000
特定家庭用機器等の処分手数料等の追加 【環境事業課】	地震により破損した特定家庭用機器等（家電4品目、パソコン）の廃棄物の増加に伴い処分手数料等を追加する。 ※7月末で機器の無料持込は終了 【財源：災害等廃棄物処理事業費補助金（国） 資源化物売却代金（諸収入）】	9,627	4,825	4,802

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
災害見舞金の追加 【障害福祉課】	地震により住居が全半壊となった世帯等を対象に支給される災害見舞金を追加する。	2,100		2,100
地震被害等の調査		8,846	0	8,846
空家の地震被害調査 【居住政策課】	安全・安心なまちづくりを推進するため、地震被害を受けた空家の実態調査を行う。	6,480	0	6,480
公園灯等の安全点検調査 【公園緑地課】	経年劣化等による支柱の腐朽の状況を確認するため、都市公園・緑地、児童遊園に設置している灯具等の安全点検を実施する。	2,366	0	2,366

(2) 市民会館跡地活用

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
元市民会館等の解体		238,895	180,000	58,895
元市民会館及び人工台地の解体等 【継続費】 【繰越明許費】 【市民会館跡地活用推進課】 【21頁参照】	市民会館跡地活用を進めるため、元市民会館及び人工台地の解体工事を2か年の継続事業として実施するほか、人工台地のモニュメントを移設する。また、中央公園北グラウンドの整備に係る設計委託を行う。 修繕、工事、委託、負担金 【財源：市債】	238,895	180,000	58,895

(3) 駅周辺整備

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
JR総持寺駅周辺整備		25,000	0	25,000
総持寺駅前線の整備 【道路交通課】	総持寺駅前線の水路暗渠化工事を進めるにあたり、地下埋設物で支障となる水道管を移設する。 負担金	25,000	0	25,000

(4) 農業環境の充実

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
農業施設の整備		6,000	5,100	900
農村総合整備事業 【農とみどり推進課】	国庫補助金の追加内示に伴い、後年度に予定していた農業用排水路の改修工事について、前倒しで実施する。 工事（用排水路改修） 【財源：農山漁村地域整備事業補助金（国）、農村総合整備事業補助金（府）、農村総合整備事業分担金】	6,000	5,100	900

(5) 継続費・繰越明許費

(単位：千円)

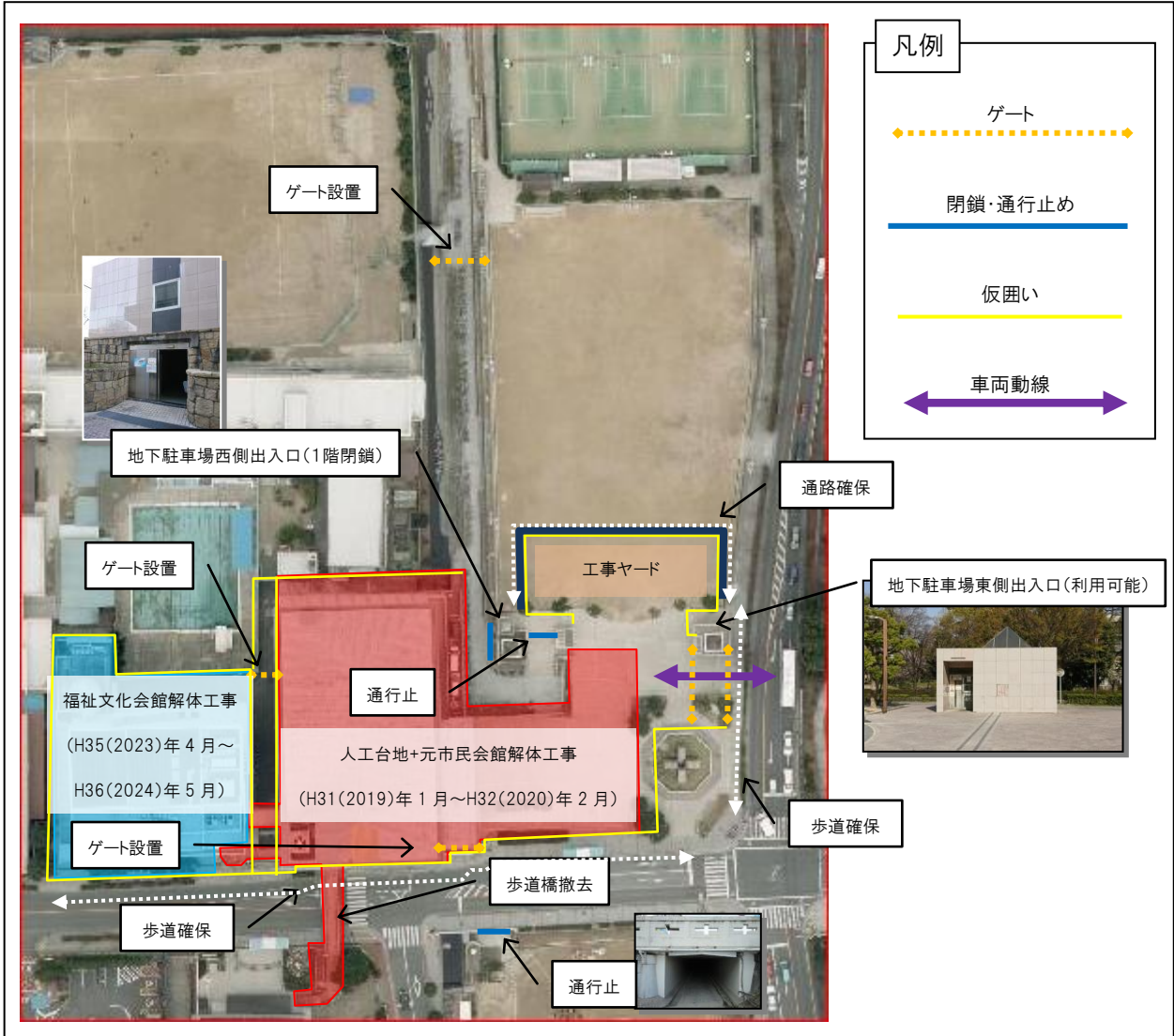
事業	内容等	設定額
継続費		
市民会館跡地エリア活用事業 (元市民会館解体事業) 【市民会館跡地活用推進課】	市民会館跡地エリア活用事業について、継続費を設定する。 平成30～31年度継続事業 [総 額] 951,000 [年割額] (H30) 207,800 (H31) 743,200	951,000
西河原市民プール維持補修事業 【スポーツ推進課】	西河原市民プール維持補修事業について、継続費を設定する。 平成30～31年度継続事業 [総 額] 162,500 [年割額] (H30) 97,500 (H31) 65,000	162,500
繰越明許費		
市民会館跡地エリア活用事業 (中央公園北グラウンド整備事業) 【市民会館跡地活用推進課】	中央公園北グラウンド整備に係る設計業務について、年度内に事業が完了しないため。	24,603

地震被害に係る公共施設等の補修・復旧内容

	施設名	内 容	事業費(千円)	担当課
1	コミュニティセンター等	ガス式空調の修繕、ブロック塀の修繕	1,451	市民協働推進課
2	市民プール	給配水管等の修繕、屋外用真空遮断器の更新等	7,430	スポーツ推進課
3	いのち・愛・ゆめセンター	擁壁、地面タイル等の修繕	4,095	人権・男女共生課
4	高齢者活動支援センター	壁面・玄関、屋根裏配管等の修繕	2,850	地域福祉課
5	多世代交流センター	壁面補修調査委託 配管、ブロック塀、散水栓等の修繕	5,501	
6	シルバーワークプラザ	非常用放送設備の修繕	711	
7	市立デイサービスセンター	ボイラー室、脱衣場・トイレ壁面等の修繕	420	
8	障害福祉センター ハートフル	内外壁、陶芸窯等の修繕	2,459	障害福祉課
9	障害者生活支援センター ともしび園	内外壁等の修繕	868	
10	あけぼの学園	プールサイド床面、防水シート下のコンクリート等の修繕	902	子育て支援課
11	保育所	壁面、倉庫等の修繕	358	保育幼稚園総務課
12	待機児童保育室	屋上防水、壁面等の修繕	1,451	
13	小規模保育施設	天井、通気口等の修繕	130	
14	認定こども園	壁面等の修繕	2,750	
15	学童保育室	教室間のパーティション等の修繕	1,000	学童保育課
16	JR駅前ビルほか3駐車場	泡消火泡設備の更新、外壁等の修繕	28,139	建設管理課
17	水路施設	水路護岸の修繕、土のうの購入	5,600	下水道施設課
18	公民館	玄関入口、タイル等の修繕	7,713	社会教育振興課
19	上中条青少年センター	駐車場ブロック塀の撤去及びフェンス設置	220	
20	旧市史編さん室 (合同庁舎6階)	棚の購入	1,296	歴史文化財課
21	郡山宿本陣	本陣建物の現況調査委託	1,573	
22	文化財資料館	土蔵内建具等の修繕、棚の購入	1,680	
23	教育センター	分室壁面の修繕	1,152	教育センター
24	消防署等	訓練塔、外壁等の修繕	13,155	消防本部
	合 計		92,904	

元市民会館等解体工事について

元市民会館等解体工事を下図のとおり実施します。解体工事の実施に伴い、北グラウンドの使用に一部制限が生じるほか、南北のアンダーパスが通行止めとなります。



- ※1 工事期間中、下図の黄色のラインで仮囲いをを行います。(福祉文化会館を除く。)
- ※2 北グラウンドの一部に工事ヤードを設置します。また、工事ヤードの仮囲い沿いに、2m程度の仮設舗装を行います。

【解体工事スケジュール】

	平成31年												平成32年		
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
準備工事	現場事務所・仮囲い設置														
渡り廊下歩道橋			渡り廊下・市民会館接続部撤去								歩道橋撤去				
人工台地		地上部撤去											地下部撤去	整地	
元市民会館			アスベスト・内装撤去	上屋解体撤去							地下部解体撤去				

※スケジュールは設計時のものであり、施工時に変更となる可能性があります。